

労働者の人材育成に取り組む事業主の皆様へ

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) の 定額制訓練 が さらに使いやすくなりました！



定額制訓練って
何だろう？

事業主が、雇用する労働者に対して、オンライン上で定額受け放題の「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を活用して訓練を実施した場合に、訓練経費を助成する制度ですよ。



定額制訓練なら既に導入しているけど、今か
らでも対象になるの？

令和4年9月1日の改正で、既に利用が始まっている
定額制サービスも対象になったので、今からでも対象
になりますよ。

令和4年12月2日から助成率も上がりましたよ！！



詳しくは裏面へ ➔

- ・「定額制訓練」の他にも、助成メニューをご用意しています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧いただくか、お近くの労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html





対象となる訓練に要件はあるの？

定額制訓練の要件

- 業務上義務付けられ（業務命令）、労働時間に実施される訓練であること
- 各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数※が、支給申請時において**10時間以上**であること

※ 合計に含めることができる時間数は、計画時に提出する「定額制訓練に関する対象者一覧（様式 第4-2号）」に記載されている者であって、その修了した訓練の時間数の合計が1時間以上の者が実施した訓練に限ります。

なお、合計時間に含めることができる訓練は、「職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練」（職務関連訓練）に限ります。

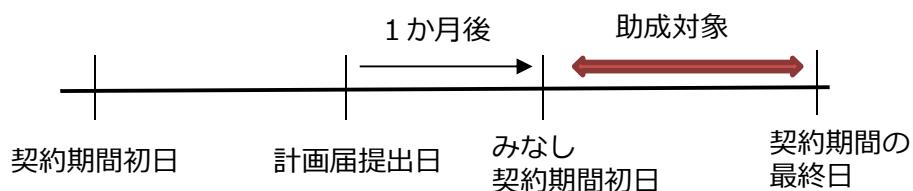
※ 実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間（訓練を習得するために通常必要な時間として、あらかじめ受講案内等によって定められている時間）により時間数をカウントします。

既に利用が始まっている訓練も対象になるの？



契約期間の初日が令和4年4月1日以後の定額制サービスが助成対象となります。助成される期間は、計画届を提出した日から起算して1ヶ月後を契約期間の初日とみなして助成しますので、契約期間の初日とみなした日から最終日の期間となります。

例）契約期間の初日とみなした日から最終日までの期間が90日の場合は、全体の契約額のうち90日分に対して助成します。



早めに計画
届を提出し
よう！



どのくらい助成してもらえるの？

令和4年12月2日から、経費助成率及び助成限度額が以下のとおり引き上ぎりました。

経費助成率

<現行>

中小企業	大企業
45% (+ 15%)	30% (+ 15%)

15%UP！

<変更後>

中小企業	大企業
60% (+ 15%)	45% (+ 15%)

助成限度額

<現行>

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	1,500万円
-----------------------------	---------

1,000万円UP！

<変更後>

2,500万円

ぜひ定額制訓練を、社内の人材育成にお役立てください！